

議案第75号

杉並区立成田図書館外1施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立成田図書館外1施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
 - (1) 杉並区立成田図書館
 - (2) 杉並区立阿佐谷図書館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
丸善株式会社・株式会社東急コミュニティー共同事業体
中央区日本橋二丁目3番10号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

杉並区立成田図書館外1施設に係る指定管理者を指定する必要がある。
なお、この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6
項の規定に基づき、提出するものである。